

毎年、確定申告期間(2月16日～3月15日)は会場が非常に混雑します。混雑緩和のため、次の日程を申告相談日等として設けますので、ご利用ください。

なお、還付申告であっても、利子所得、譲渡所得(土地、家屋、株式等)、山林所得、雑損控除のある方、青色申告の方は、2月16日以降にe-Taxまたは札幌北税務署(☎ 011 - 707 - 5111)で申告してください。

所得税の還付申告ができる方 (給与収入・年金収入のみの方)

- ①所得税額を正しく計算すると還付になる方
- ②退職所得があり、源泉徴収税額が還付になる方
- ③新築住宅や中古住宅を取得して入居された方や住宅の増改築をされた方
- ④寄附金・医療費控除等を受けられることができる方など

* 必要な書類 上記①～④共通および住民税申告

- ・源泉徴収票(コピー不可)
- ・マイナンバーがわかるもの1つ
(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票など)
- ・運転免許証などの身分証明書
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの(本人名義)
- ・健康保険料および介護保険料の領収書、国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険料、地震保険料控除証明書など

住民税申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申し込みや児童手当および各種手続きに所得課税証明書が必要となる方は、住民税の申告が必要です。

なお、住民税申告は申告相談日以降も随時受け付けますが、4月末日までに済ませてください。

* 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、住民税申告をすることにより、本来受けられる医療費控除、扶養控除等が令和4年度の住民税額に反映されます。関係書類をお持ちのうえ、会場にお越しください。

開設期間

2月1日(火)～2月15日(火)
※土・日・祝日は除く。

受付時間

9時30分～11時45分、13時～16時
※例年と受付時間が変更となっています。

場 所 役場1階 大会議室

医療費控除を受ける方へ (控除対象期間はR3.1.1～R3.12.31)

令和2年分の申告から、領収書の添付または提示によることができなくなり、「医療費控除の明細書」を記入し、提出することが必須になりました。

令和元年分までは、医療費の領収書の添付または提示の方法でも申告できます。詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。

医療費控除の明細書の ダウンロードはこちら→



※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署や町から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)。

セルフメディケーション税制とは (控除対象期間はR3.1.1～R3.12.31)

健康保持や疾病の予防として一定の取り組み(健診や予防接種など)を行っている方が、自己または自己と生計を一にする配偶者や親族のために特定一般医薬品等(以下、スイッチOTC医薬品)を購入した際、一定額の所得控除を受けられる制度です。

控除を受けるには、スイッチOTC医薬品の購入費だけで1万2千円を超えた場合に、セルフメディケーション税制の明細書に記入し、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類を添付する必要があります。ただし、取り組みに要した費用については、控除対象に含めません。スイッチOTC医薬品の購入費で1万2千円を超えた部分(上限:8万8千円)が控除額になります。

※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。

※対象品目など詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染防止対策として、役場の申告会場では次の取り組みを行います。

- ・役場庁舎入口で検温および手指消毒にご協力ください。
- ・必ずマスクを着用してください。
- ・せき・発熱（37.5 度以上）などの症状がある方や、体調がすぐれない方は申告日を変更するなどご協力ください。

各給付金や助成金を受給された方へ

持続化給付金や家賃支援給付金、中小企業コロナウイルス対策支援事業補助金のほか、課税対象の給付金を受給された場合は、事業所得となるため確定申告が必要です。必ず支給通知の写しを添付し、必要経費を申告する場合は収支内訳書も添付してください。

白色事業所得者（営業・不動産等）を対象とした収支内訳書の記載相談

収支内訳書の記載相談をこの期間（2月1日～2月15日）に同会場でお受けします。必要な書類等を整理のうえお越しください。

給与支払者の方へ 関係書類等の提出は1月31日（月）まで

- ・給与支払報告書（総括表・個人別明細）→役場1階・税務課税務係へ
- ・上記以外の書類 →札幌北税務署へ

復興特別所得税について

平成25年から令和19年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。復興特別所得税は、平成25年から令和19年までの各年分の基準所得税額（所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額）に2.1%の税率を乗じて計算します。

また、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。確定申告書の作成を行う際は、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください

広 告



北税務署からのお知らせ

■問合せ 札幌北税務署
(☎ 011 - 707 - 5111)

開設期間

2月16日(水)～3月15日(火)
※還付申告等は2月15日以前でも受け付けます。

受付時間

平日 9時～16時
※日曜日でも2月20日・2月27日に限り、
申告を受け付けます(札幌中税務署を除く)。

場所

札幌北税務署(札幌市北区北31条西7丁目3番1号)

札幌北税務署では、上記のとおり確定申告会場を開
設します。確定申告会場の混雑緩和のため、会場への
入場には「^{*}入場整理券(会場で当日配布または国税庁
LINE公式アカウントで発行)」が必要です。配付状
況により、後日の来場をお願いすることもあります。

※LINEによる入場整理券の事前発行スケジュール
受付開始日:1月15日(土)
相談開始日:1月25日(火)
詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

なお、国税庁ホームページではパソコン・スマー
トフォンなどから、所得税の確定申告書等を作成し、
e-Tax(電子申告)または印刷して郵送で提出するこ
とができます。感染防止の観点から、ご自宅での申告
書の作成・提出にご協力をお願いします。

※来場の際はマスクの着用や手指消毒などに
ご協力ください。

☆ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570 - 01 - 5901 (有料・全国一律市内通話料金)
受付時間 月曜～金曜 9時～17時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)
※上記ダイヤルにつながらない場合は
☎ 03 - 5638 - 5171 (有料)へ。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」
では、画面の案内に従って金額等を入力することによ
り所得税等の確定申告書を作成することができます。
作成した申告書は、e-Tax(電子申告)で送信または
印刷して郵送等で税務署に提出することができます。

給与所得および年金収入や副業等の雑所得のみの方
は、スマートフォンやタブレットから確定申告書の作
成等を行うことができます。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前
準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するご
質問は、上記まで問合せください。

☆マイナンバーカードの利用にかかるICカード リーダーの設定、パソコン操作などのご質問は マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120 - 95 - 0178
受付時間 月曜～金曜 9時30分～20時
土・日・祝日 9時30分～17時30分
(12月29日～1月3日を除く)

接種はお済みですか？ 高齢者肺炎球菌予防接種

高齢者肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌による肺炎な
どの感染症を予防するものです。該当する年齢の方が
定期接種の対象となるのは、今年度限りです。感染症
の流行状況に合わせて予防接種をご検討ください。

※**新型コロナウイルス感染症の予防を目的した予防接
種ではありません。**

▼料金 2,500円(生活保護世帯の方は無料)

▼実施医療機関等

- ・健康ひろば・実施医療機関(p.28)に掲載してい
ます。医療機関への事前予約が必要です。
- ・入院または入所中など、町外の医療機関で接種を希
望する方は、事前にご連絡ください。

▼接種期間等

3月31日(木)まで。接種回数は1回です。

▼問合せ 保健福祉課健康推進係

(ゆとろ内・☎ 23 - 4044)

▼対象者 これまでに肺炎球菌予防接種を一度も受
けたことのない人のうち、下記①および②に該当する
方(※誕生日前でも接種できます)。

①次の年齢(生年月日)の方

- ・65歳(昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生)
- ・70歳(昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生)
- ・75歳(昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生)
- ・80歳(昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生)
- ・85歳(昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生)
- ・90歳(昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生)
- ・95歳(大正15年4月2日～昭和2年4月1日生)
- ・100歳(大正10年4月2日～大正11年4月1日)

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に
重い障がいのある方、ヒト免疫不全ウイルスにより
免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障
がいがある方(身体障害者手帳1級程度)

健康的な2022年のスタートに！ 特定健診・がん検診

■申込み・問合せ 保健福祉課健康推進係
(ゆとろ内・☎23-4044)

新型コロナウイルスの流行により、これまで以上に自分の健康に気を配る人が増えています。今年も健康的に過ごすには、定期的に健診を受け、自分の体について知り、よりよい生活習慣へ活かすことが大切です。町では健診費用の助成を行っており、お得に受けることができます。また、巡回ドックやバス送迎健診では普段健診を受ける機会のない若年の方のフレッシュ健診も行っています。

健診会場では、換気や消毒、受付時間や受診者同士の間隔などに配慮しています。

受診を希望される方は、健診受診日の1週間前までに申込みが必要です。申込みは電話や町ホームページ、右記二次元バーコードからできます。

※新型コロナウイルス感染症の町内でのまん延防止や安全確保の観点から、状況に応じて中止などの対応を行う場合があります。最新情報は、町ホームページまたは健康推進係へご確認ください。

巡回ドック

申込みはこちらから→



▼受けられる健診項目

フレッシュ健診、特定健康診査、基本健康診査、肝炎ウイルス検診、胃がん（バリウム検査）、肺がん、大腸がん

▼受診会場・日程

西当別コミセン：1月19日（水）

ゆとろ：1月20日（木）

▼受付時間 7時30分～10時

※フレッシュ健診は9時30分～9時45分

バス送迎健診

申込みはこちらから→



▼受けられる健診項目

フレッシュ健診、特定健康診査、基本健康診査、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、胃がん（バリウム検査・内視鏡検査）、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん

▼集合場所・日程

西当別コミセン：3月8日（火）

ゆとろ：3月16日（水）

▼バス出発時間 8時

《検査内容・対象年齢・料金一覧》

検診	検診内容	対象年齢	料金	
			当別町国保加入の方	一般の方
フレッシュ健診	問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査（脂質・血糖・肝機能・尿酸・腎機能・貧血）	18歳～39歳	1,000円	1,500円
特定健康診査	上記と同様の他、心電図	40歳～74歳の国保加入者	700円	—
基本健康診査		40歳以上の生活保護世帯の方	—	（無料）
肝炎ウイルス検診	血液検査（B・C型肝炎検査）	検査を受けたことのない40歳以上の方	300円	600円
骨粗しょう症検診	腕の骨密度測定	30歳～59歳の女性	300円	500円
胃がん	バリウム検査	50歳～	900円	1,600円
	内視鏡検査		3,000円	3,000円
肺がん	胸部レントゲン撮影 （必要者に喀たん検査）	40歳～	300円	500円
			650円	1,000円
大腸がん	便潜血検査（2日分）		500円	800円
子宮頸がん	細胞診 （必要者に体部がん検診）	20歳～	1,000円	1,800円
			450円	800円
乳がん	マンモグラフィ	40歳～49歳（マンモ2方向）	1,200円	2,200円
		50歳～（マンモ1方向）	1,050円	1,900円

※生活保護世帯の方は無料です。

※巡回ドックやバス送迎健診ではオプションとしてピロリ菌検査も受けられます。

詳しくは申込みの際に問合せください。

事業者向け支援金等

1. 事業者特別支援金

休業・時短等に協力した飲食店の取引先や、外出・往来自粛等による影響を受けて売り上げが減少した事業者を支援します。



※国や道の要請にかかる「感染防止対策協力支援金」を一度でも受給した飲食店等の事業者および「大規模施設感染防止対策等支援金」受給者は対象外です。

▼支給額 法人 20 万円、個人 10 万円

▼申請期限 1月31日(月) 消印有効

2. 大規模施設感染防止対策等支援金

町内に 300 平方メートル以上の屋内総床面積施設を有する飲食および宿泊事業者を対象に、感染対策強化やポストコロナを見据えた取り組みを支援します。



▼支給額 1 事業者当たり一律 50 万円

▼申請期限 1月31日(月) 消印有効

3. 中小企業コロナウイルス対策支援事業補助金

新型コロナウイルス感染防止対策や、新たな情報発信に取り組む町内事業者を支援します。



▼支給対象者 町内に事業所を有する事業者のうち、小売業・飲食業・宿泊業・サービス業を営む事業者。

▼支給額 1 事業者当たり 10 万円まで

▼補助対象 令和 3 年 4 月 1 日(木) から令和 3 年 12 月 31 日(金) までに実施した下記の事業。

①「新しい生活様式」導入支援事業

新型コロナウイルス感染予防ガイドラインの趣旨に沿った取り組みに必要な経費のうち、町内事業者から購入、工事または導入したものに限り、上限 5 万円(補助率 1/2 以内)を補助します。

②広告宣伝活動支援事業

販売促進のための広告宣伝に必要な経費のうち、上限 5 万円(補助率 3/4 以内)を補助します。

▼申請期限 1月14日(金) 消印有効

※申請要件など詳細は町ホームページをご確認ください。

▼送付先・問合せ(1~3 共通)

〒061-0292

当別町白樺町 58 番地 9

当別町経済部商工観光課商工観光係

郵送で受付します。申請要項を確認のうえ、町ホームページに掲載されている「必要書類チェックリスト」に従い、書類を全て提出してください。

※切手を貼り付け、裏面には差出人住所および氏名を必ず記載してください。

低所得の子育て世帯への
子育て世帯生活支援特別給付金

令和 3 年 4 月より新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。支給要件に該当する場合は申請が必要です。

●支給対象者(ひとり親)

①公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない方

②新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、児童扶養手当受給者と同じ水準となった方

※令和 3 年 4 月分の児童扶養手当受給者は令和 3 年 4 月下旬に支給済です。ふたり親への給付金と重複しての受給はできません。

●支給対象者(ふたり親)

①高校生のみを養育する父母のうち、主たる生計維持者が令和 3 年度住民税非課税の方

②令和 3 年 1 月以降、新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、父母共に非課税者と同じ水準になった方

※令和 3 年 4 月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で、住民税非課税の方は支給済です。

▼支給額 児童一人当たり一律 5 万円

▼申請期限 2月28日(月)

▼申込み・問合せ

保健福祉課福祉係(ゆとろ内) ☎ 23 - 3019